

■羽曳野市国民健康保険条例施行規則（昭和 43 年 7 月 1 日羽曳野市規則第 133 号）（抜粋）

第 2 章 国民健康保険運営協議会

（所掌事項）

第 2 条 羽曳野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を答申し、必要あるときは市長に建議するものとする。

- (1) 保険給付に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) 保険料に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、重要な事項に関すること。

（委員の委嘱及び辞任）

第 3 条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 協議会の委員が辞任しようとするときは、理由を具して市長に届け出なければならない。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員委嘱後の最初の協議会において、条例第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の招集）

第 5 条 会議は、会長がこれを招集する。ただし、最初の協議会は市長が招集する。

2 委員の定数の 2 分の 1 以上の者から会議に付すべき事件を示して協議会招集の請求があったときは、会長は、市長と協議して、協議会を招集しなければならない。

（議事）

第 6 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会議は、条例第 2 条の 2 第 1 項各号に規定する委員それぞれ 1 名以上を含み、かつ、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員の任期）

第 6 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の任期）

第 7 条 会長及び副会長の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。

（書記）

第 8 条 協議会に書記若干名を置く。

- 2 書記は、国民健康保険事務に従事する市職員のうちから市長が任命する。
- 3 書記は、会長の指揮を受けて協議会の庶務に従事する。

（会議録）

第 9 条 会長は、協議会の会議録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 会議録には、会長及び協議会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第 10 条 委員の報酬及び費用弁償等に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号）の定めるところによる。